



2026年3月31日

各 位

会社名 太陽ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 齋藤 齊
(コード：4626 東京証券取引所 プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 CFO 富岡 さやか
(TEL 03-5953-5200 (代表))

会社名 K J 0 0 5 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 スコット・カーナス

**KJ005 株式会社による太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626）株式に対する
公開買付けの開始予定に関するお知らせ**

KJ005 株式会社は、本日、別添の「太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626）株式に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、KJ005 株式会社（公開買付者）が太陽ホールディングス株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年3月31日付「太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626）株式に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」

各位

会社名 KJ005 株式会社
代表者名 代表取締役 スコット・カーナス

太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626）株式に対する 公開買付けの開始予定に関するお知らせ

KJ005 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、本公開買付けを通じ対象者株式を取得及び所有し、本公開買付け成立後に、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる事業として2026年2月12日に設立された株式会社であり、本日現在、その発行済株式の全てを2026年2月12日に設立された株式会社であるKJ005HD株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）が所有しております。また、本日現在、米国デラウェア州設立の投資顧問会社であるKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.（関係会社及び関連ファンドを含め、以下「KKR」といいます。）によって間接的に運営されている、カナダ国オンタリオ州法に基づき2026年1月30日に設立されたリミテッド・パートナーシップであるKJ005 Investment L.P.（以下「KKRファンド」といいます。）が、公開買付者親会社の発行済株式の全てを所有しております。なお、公開買付者、公開買付者親会社、KKR及びKKRファンドは、本日現在、対象者株式を所有しておりません。

KKRは、1976年に設立された、プライベート・エクイティ投資を含み全世界で約7,440億ドル（2025年12月末時点）の運用資産を持つ国際的投資会社であり、ニューヨーク証券取引所に株式を上場しております。KKRは、経営陣とのパートナーシップに基づく長期的な企業価値向上の視点での投資を志向する投資哲学を掲げており、優れた事業基盤及び潜在力を持つ企業・経営陣のパートナーとして、KKRの持つ様々な経営資源、知見及びネットワークの活用による業界のリーディング・カンパニーの創造を目指しております。

KKRは、2006年の東京オフィス開設以降、日本市場における投資活動を積極的に拡大しており、日本国内の商慣行を熟知し、様々なバックグラウンドを有する社員により運営されております。特に、公開買付けに関しては、2025年に公表した株式会社トプコン（買付総額：3,482億円）、株式会社フォーラムエンジニアリング（買付総額：573億円）を始めとして、2024年に公表した、本邦ITサービス領域における過去最大のM&Aである富士ソフト株式会社（買付総額：6,015億円）、2022年における国内最大規模のM&A案件であった株式会社日立物流（現ロジスティード株式会社）（買付総額：4,492億円）、2017年にはカルソニックカンセイ株式会社（現マレリ株式会社）（買付総額：3,455億円）、日立工機株式会社（現工機ホールディングス株式会社）（買付総額：882億円）及び株式会社日立国際電気（現株式会社KOKUSAI ELECTRIC。以下「KE」といいます。）（買付総額：1,439億円）への公開買付けを実現する等、KKRがグローバルに有する知見、ベストプラクティス、ネットワークを活用してオーガニック（注1）及びインオーガニック（注2）双方での成長戦略並びに収益力や業務効率の改善を促進することでこれらの投資先企業の事業成長及び企業価値向上の支援に取り組み、本邦におけるプライベート・エクイティ・ファンドとして有数の執行実績を有していると考えております。中でもKEに関しては、非上場化後、会社分割を経て、KKRとのパートナーシップのもと、半導体製造装置専業メーカーとして、前工程の成膜装置（注3）及びトリートメント装置（注4）の製造・販売を手掛け、特にバッチALD装置（注5）領域では有力な地位を有する（出典：TechInsightsInc. (VLSI) “TI_ALDTools_YEARLY” 2024(April)）等、盤石の経営基盤を確立しました。その後、エレクトロニクス市場の回復に加え、半導体デバイスの微細化／複雑化が加速する業界環境の中でKEの強みとする成膜／トリートメント技術の需要は今後も継続的に拡大することが見込まれる市場環境を踏まえ、2023年10月に東京証券取

引所プライム市場への再上場を実現しております。KEへの支援案件はまさに「KKRの持つ様々な経営資源、知見及びネットワークの活用による業界のリーディング・カンパニーの創造」を体現する事例であると考えております。

(注1)「オーガニック」とは、既存の経営資源を活用した手法を指します。

(注2)「インオーガニック」とは、他社との提携・他社の買収等による手法を指します。

(注3)「成膜装置」とは、半導体製造においてシリコンウェーハ等の基板上に非常に薄い膜を形成するための装置をいいます。

(注4)「トリートメント装置」とは、半導体製造工程において成膜後の薄膜の膜質を改善するための装置をいいます。

(注5)「バッチ ALD 装置」とは、数十枚以上のウェーハを一括処理するバッチ成膜装置のうち、原子層堆積(ALD: Atomic Layer Deposition) 技術に対応可能な装置をいいます。

また、KKRは、対象者の営む事業と関連するエレクトロニクス事業及び医療・医薬品事業において豊富な投資・経営実績を有していると考えております。エレクトロニクス事業においては、2017年にKE、医療・医薬品事業においては、2023年に武州製薬株式会社への投資実績を有しております。

加えて、KKRは、2010年の総合人材サービスを提供する株式会社インテリジェンスへの投資を皮切りに、2014年にパナソニックヘルスケア株式会社(現PHC株式会社。以下「PHC」といいます。)のパナソニック株式会社からの独立支援、2015年にパイオニア株式会社の一事業部であったDJ機器事業(現AlphaTheta株式会社)への投資、2016年にPHCによるBayer Aktiengesellschaftとその子会社であるBayer HealthCare LLC傘下の糖尿病ケア事業の買収、2019年にThermo Fisher Scientific, Inc.の解剖病理事業(現Epredia Holdings Ltd.)の買収及び三菱ケミカルホールディングス株式会社(現三菱ケミカルグループ株式会社)傘下の国内臨床検査大手である株式会社LSIメディエンス、2021年にWalmart Inc.傘下のスーパー大手である株式会社西友の買収、2022年に業務ソフトウェアを提供する弥生株式会社の買収、2025年には保険代理店グループである株式会社保険見直し本舗グループの買収を実現する等、日本市場における投資活動を積極的に拡大し、KKRがグローバルに有する知見、ベストプラクティス、ネットワークを活用してオーガニック及びインオーガニック双方での成長戦略並びに収益力や業務効率の改善を促進することで、投資先企業の事業成長及び企業価値向上の支援に取り組んでおります。

今般、公開買付者は、本前提条件(以下において定義します。)が全て充足又は公開買付者により放棄されていることを条件として、対象者の株主を公開買付者のみとし、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、対象者株式の全て(ただし、業績連動型株式報酬、譲渡制限付株式報酬又は事後交付型譲渡制限付株式報酬として対象者の業務執行取締役6名、上席専務執行役員3名及び執行役員7名(いずれも退任済みの者を含みます。)に付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」と総称します。)、対象者が所有する自己株式、並びに本不応募予定株式(以下に定義します。以下同じです。)を除きます。以下同じです。)を対象とする本公開買付けを実施することを決定しております。本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けにより対象者株式の全てを取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主(以下に定義します。)のみとするための一連の手続(以下「本スキーズ・アウト手続」といいます。)、③本スキーズ・アウト手続の完了を条件として対象者によって実施される本不応募予定株式の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を実施するために必要な分配可能額及び本自己株式取得に係る資金を確保するために行う(i)公開買付者による対象者に対する資金提供(公開買付者を引受人とする第三者割当増資(注6)若しくは公開買付者による対象者に対する貸付け、又はその両方の方法によることを予定しております。)、(ii)対象者の子会社から対象者に対する剰余金の配当及び会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第441条第1項に定める臨時計算書類を作成して行う臨時決算、並びに(iii)会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少(以下「本減資等」といいます。)(注7)、並びに④本自己株式取得から構成されます。

なお、KKRファンドは、積水化学工業株式会社(以下「積水化学工業」といいます。)との間で、本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済時までの期間において、公開買付者親会社による積水化学工業を割当先

とする優先株式（注8）の第三者割当増資（以下「本出資」といいます。）を実施することに合意し、本日付で、積水化学工業から本出資に係るエクイティ・コミットメントレターを取得いたしました。なお、本出資は、本取引の実行に必要となる資金に充当することを目的として実施されるものであり、また、本出資を優先株式による出資とした理由は、積水化学工業において、普通株式に優先する順位で残余財産の分配を受けることができる旨の定めがある優先株式による出資を行うことが本出資に係る投資回収の確実性の確保に資すると判断したためです。また、KKRファンドは、本日以降、本出資以外にも、第三者との間で、公開買付者親会社による当該第三者を割当先とする優先株式の第三者割当増資を実施する旨の合意をする可能性があります。本日現在何ら決定した事実はございません。

また、本スクイーズ・アウト手続の一環として会社法第180条に基づき実施される予定の対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生後、公開買付者親会社において、対象者の創業者の親族である川原敬人氏が代表取締役を務める同氏及びその親族の資産管理会社であり、対象者の第3位株主（2025年9月30日時点。）である株式会社光和（以下「光和」といいます。）を割当先とする優先株式（注9）の第三者割当増資（以下「本光和再出資」といいます。）のための手続が行われることが予定されております。本光和再出資は、対象者の光和に対する本自己株式取得に係る代金支払債務のうち金110億円に相当する代金支払債務の引受けを公開買付者親会社が行うことにより、光和が、公開買付者親会社に対して取得する当該代金支払請求権を現物出資（なお、当該代金支払請求権は民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）第520条に基づき混同により消滅します。）する方法により行うことが予定されております。なお、光和及びKKRは、光和が公開買付者親会社に対して現金を払込む方法により本光和再出資を実行することも検討いたしました。現金を払込む方法により本光和再出資を実行する場合、光和により払込まれた現金を原資として本自己株式取得の代金が対象者から光和に対して支払われるところ、このように現金を還流させる必要性が乏しいことから、光和及びKKRにて協議の上、上記の現物出資の方法により本光和再出資を実施することといたしました。

（注6）当該第三者割当増資は、下記（注23）に記載のとおり、本取引においては対象者の一般株主の皆様への配分をより多くすることで公開買付価格の最大化を図るため本自己株式取得を含むストラクチャーとしているところ、当該ストラクチャーに係る税務的な効率性の観点から、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定の計算に用いる対象者株式1株当たりの資本金等の額に影響を与えないよう種類株式を発行する方法により行われる予定ですが、現時点においてその詳細は未定です。

（注7）公開買付者は、本減資等において、対象者が、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その一部又は全部をその他資本剰余金へ振り替える旨を対象者に対して要請する予定です。

（注8）積水化学工業が取得することを予定している公開買付者親会社が発行する優先株式は、議決権付き株式であり、かつ、普通株式に優先する順位で残余財産の分配を受けることができる旨の定めがある優先株式であり、金銭又は普通株式を対価とする取得条項（公開買付者親会社が優先株主から金銭又は普通株式を対価として優先株式を取得できる権利。以下同じです。）及び株式又は金銭を対価とする取得請求権（優先株主が公開買付者親会社に対して株式又は金銭を対価として優先株式を取得することを請求する権利。以下同じです。）を定める予定です。

（注9）光和が取得することを予定している公開買付者親会社が発行する優先株式は、議決権付き株式であり、かつ、普通株式に優先する順位で残余財産の分配を受けることができる旨の定めがある優先株式であり、金銭又は普通株式を対価とする取得条項及び株式又は金銭を対価とする取得請求権を定める予定です（当該取得条項及び取得請求権に係る取得価額及び転換比率は、優先株式1株当たりの払込価額を基準として定められる予定です。）。なお、光和は、下記のとおり、対象者による本自己株式取得に応じて光和が所有する対象者株式の全て（所有株式数：7,067,200株、所有割合（注10）：6.35%）を譲渡する予定ですが、本光和再出資における公開買付者親会社の優先株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格（ただし、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているものではないこと、また、本光和再出資は、対象者の創業者の親族の資産

管理会社であり、対象者の創業以来安定した大株主としての立場を維持し、対象者の企業理念や文化についても深い理解を有する光和が、本取引の実行後も対象者株式を間接的に一定割合保有し、必要に応じ、情報提供、企業理念や文化を踏まえた助言、取引先等との関係維持支援といった補完的な役割を担うことで対象者の経営の安定性や持続性、また、対象者の企業理念や文化の継承に寄与し、従業員や取引先等の関係者の安心感を醸成することにより、対象者の円滑な事業運営を支援し、対象者の企業価値の維持及び向上を図ることを目的としており、本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付け価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

(注10)「所有割合」とは、(i)対象者が2026年2月4日に公表した「2026年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(116,839,616株)から、(ii)対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(5,562,854株)を控除した株式数(111,276,762株)(以下「調整後対象者発行済株式総数」といいます。)に占める割合(なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

本公開買付けについては、(i)国内外(日本、中国、台湾、ドイツ、韓国、スペイン、イスラエル、チュニジア及びベトナムにおける事前手続(並びにインドネシアにおける事後手続)が必要になると考えております。)の競争法及び(ii)国内外(日本及び米国における事前手続が必要になると考えておりますが、今後、対象者の事業又は資産に関する事実関係の更なる確認や関係当局の見解により、手続の要否の判断に変更が生じる可能性があります。)の投資規制法令に基づき必要な許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続に係るクリアランス(インドネシアにおける競争法上の事後手続を除き、以下、総称して「本クリアランス」といいます。)の取得が必要ですが、本日現在手続が完了しておらず、本クリアランスの取得に係る手続に一定期間を要することが見込まれることから、本クリアランスの取得が完了していること等の条件(注11)が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに開始することを予定しております。

本日現在、公開買付者は、本クリアランスに係る手続に関する現地法律事務所との協議も踏まえ、2026年10月上旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本クリアランスに係る手続を所管する国内外の当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。なお、公開買付者は、2026年3月18日付で、日本における外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりますが、その他の本クリアランスに係る手続については届出に向けた準備を進めており、準備が整い次第速やかに届出を行う予定です。なお、公開買付者として、本クリアランスの取得及び本公開買付けの開始に先立ち、本公開買付けの開始予定について公表したのは、中国、ドイツ、スペイン及びイスラエルにおける競争法に係るクリアランスを取得した場合、中国のクリアランスに係る手続を所管する国家市場監督管理総局、ドイツのクリアランスに係る手続を所管する連邦カルテル庁、スペインのクリアランスに係る手続を所管する全国競争委員会及びイスラエルのクリアランスに係る手続を所管する取引制限庁により公開買付者による対象者株式の取得について公表される可能性があることから、公開買付者による本公開買付けに関する公表前に国家市場監督管理総局、連邦カルテル庁、全国競争委員会及び取引制限庁による公表が行われることを回避するためです。

(注11)公開買付者は、公開買付け開始後は、法定の撤回事由に該当しない限り公開買付けの撤回をすることができず、また、当該撤回事由に該当する事項について公開買付け開始前に充足を確認しないまま公開買付けを開始した場合には公開買付けの成立が不安定となるおそれがあることを踏まえ、公開買付者として本公開買付けを開始するにあたり必要と考える事項を本公開買付け開始の前提条件として設定しており、具体的には、(i)本Oasis応募契約(以下において定義します。以下同じです。)に定める本公開買付け開始の前提条件(注12)(以下「本前提条件(本Oasis応募契約)」といいます。)、(ii)本D I C基本契約(以下において定義します。以下同じです。)に定める本公開買付け開始の

前提条件（注 15）（以下「本前提条件（本D I C基本契約）」といいます。）、(iii) 本光和基本契約（以下において定義します。以下同じです。）に定める本公開買付け開始の前提条件（注 18）（以下「本前提条件（本光和基本契約）」といいます。）、並びに (iv) 公開買付者が本日付で対象者との間で締結した合意書（以下「本合意書」といいます。）に基づき対象者が本公開買付けの開始までに履行又は遵守すべき義務（注 21）が、全ての重要な点において履行又は遵守されていること、及び本合意書に定める対象者による表明及び保証（注 21）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること（以下、(i) 乃至 (iv) の各前提条件を総称して「本前提条件」といいます。）のいずれもが充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに本公開買付けを開始することを予定しております。

(注 12) 本前提条件（本Oasis 応募契約）の内容は、以下のとおりです。

- ① 対象者取締役会が本公開買付けに関して設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）において、対象者取締役会が本取引に賛同する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと。
- ② 対象者取締役会により、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本取引に賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと。
- ③ (i) 本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属しておらず、また、(ii) 本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、(i) 又は(ii)のおそれがないこと。
- ④ 本Oasis 応募契約に基づきOasis（以下において定義します。以下同じです。）が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務（注 13）が全て重要な点において履行又は遵守されていること。
- ⑤ Oasisによる表明及び保証（注 14）が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること。
- ⑥ 対象者から、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。以下同じです。）で対象者が公表（法第 166 条第 4 項に定める意味を有します。）していないものが存在しない旨の確認が得られていること。
- ⑦ 本Oasis 応募契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続について、クリアランスの取得（本クリアランスの取得を含みます。）が完了していること（ただし、事後届出となるインドネシアにおける競争法上のクリアランスの取得を除きます。）。)
- ⑧ 本合意書が、適法かつ有効に締結されており、変更されておらず、かつ存続していること。
- ⑨ 本合意書に基づき対象者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、全ての重要な点において履行又は遵守されていること（対象者による本合意書における表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であることを含みます。）。)
- ⑩ 対象者において剰余金の配当又は自己株式の取得を行うことが決定されていないこと。
- ⑪ 本D I C基本契約及び本光和基本契約が、適法かつ有効に締結されており、変更されておらず、かつ存続していること。
- ⑫ 本D I C基本契約及び本光和基本契約に規定される本公開買付け開始の前提条件が、いずれも充足され又は公開買付者により放棄されていること。

(注 13) 本Oasis 応募契約に基づくOasisの義務の内容については、対象者が本日付で公表した「KJ005 株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同及び応募中立の意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）の「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本Oasis 応募契約」をご参照ください。

(注 14) 本Oasis 応募契約に基づくOasisによる表明及び保証の内容については、対象者プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本Oasis 応募契約」をご参照ください。

(注 15) 本前提条件（本D I C基本契約）の内容は、以下のとおりです。

- ① 本特別委員会において、対象者取締役会が本取引に賛同する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと。

- ② 対象者取締役会により、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本取引に賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、当該決議が法令等に従って公表されており、かつ、当該意見表明が変更又は撤回されていないこと。
- ③ (i)本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属しておらず、また、(ii)本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、(i)又は(ii)の具体的なおそれがないこと。
- ④ 本D I C基本契約に基づきD I C（以下において定義します。以下同じです。）が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務（注 16）が全て重要な点において履行又は遵守されていること。
- ⑤ D I Cによる表明及び保証（注 17）が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること。
- ⑥ 対象者から、対象者に係る業務等に関する重要事実で対象者が公表（法第 166 条第 4 項に定める意味を有します。）していないものが存在しない旨の確認が得られていること。
- ⑦ 本D I C基本契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続について、クリアランスの取得（本クリアランスの取得を含みます。）が完了していること（ただし、事後届出となるインドネシアにおける競争法上のクリアランスの取得を除きます。）。
- ⑧ 本合意書が、適法かつ有効に締結されており、公開買付者の意思に反して変更されておらず、かつ公開買付者の意思に反して終了していないこと。
- ⑨ 本合意書に基づき対象者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、全ての重要な点において履行又は遵守されていること（対象者による本合意書における表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であることを含みます。）。
- ⑩ 対象者において剰余金の配当又は自己株式の取得を行うことが決定されていないこと。
- ⑪ 本光和基本契約及び本 Oasis 応募契約が、適法かつ有効に締結されており、公開買付者の意思に反して変更されておらず、かつ公開買付者の意思に反して終了していないこと。
- ⑫ 本光和基本契約及び本 Oasis 応募契約に規定される本公開買付け開始の前提条件が、いずれも充足され又は公開買付者により放棄されていること。

（注 16）本D I C基本契約に基づくD I Cの義務の内容については、対象者プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(3) 本D I C基本契約」をご参照ください。

（注 17）本D I C基本契約に基づくD I Cによる表明及び保証の内容については、対象者プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(3) 本D I C基本契約」をご参照ください。

（注 18）本前提条件（本光和基本契約）の内容は、以下のとおりです。

- ① 本特別委員会において、対象者取締役会が本取引に賛同する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと。
- ② 対象者取締役会により、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本取引に賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと。
- ③ (i)本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属しておらず、また、(ii)本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、(i)又は(ii)のおそれがないこと。
- ④ 本光和基本契約に基づき光和が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務（注 19）が全て重要な点において履行又は遵守されていること。
- ⑤ 光和による表明及び保証（注 20）が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること。
- ⑥ 対象者から、対象者に係る業務等に関する重要事実で対象者が公表（法第 166 条第 4 項に定める意味を有します。）していないものが存在しない旨の確認が得られていること。
- ⑦ 本光和基本契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続について、クリアランスの取得（本クリアランスの取得を含みます。）が完了していること（ただし、事後届出となるインドネシアにおける競争法上のクリアランスの取得を除きます。）。

- ⑧ 本合意書が、適法かつ有効に締結されており、変更されておらず、かつ存続していること。
- ⑨ 本合意書に基づき対象者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、全ての重要な点において履行又は遵守されていること（対象者による本合意書における表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であることを含みます。）。
- ⑩ 対象者において剰余金の配当又は自己株式の取得を行うことが決定されていないこと。
- ⑪ 本D I C基本契約及び本Oasis 応募契約が、適法かつ有効に締結されており、変更されておらず、かつ存続していること。
- ⑫ 本D I C基本契約及び本Oasis 応募契約に規定される本公開買付け開始の前提条件が、いずれも充足され又は公開買付者により放棄されていること。

(注 19) 本光和基本契約に基づく光和の義務の内容については、対象者プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(4) 本光和基本契約」をご参照ください。

(注 20) 本光和基本契約に基づく光和による表明及び保証の内容については、対象者プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(4) 本光和基本契約」をご参照ください。

(注 21) 本合意書に基づく対象者の義務、並びに表明及び保証の内容については、対象者プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(1) 本合意書」をご参照ください。

また、公開買付者は、本日付で、Oasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティであり、対象者の株主である Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd. (実質所有株式数 (注 22) : 6,785,360 株、所有割合 : 6.10%)、Oasis Japan Strategic Fund Ltd. (実質所有株式数 : 5,607,512 株、所有割合 : 5.04%)、Oasis Investments II Master Fund Ltd. (実質所有株式数 : 4,991,388 株、所有割合 : 4.49%)、及び Oasis Japan Stewardship Fund Ltd (所有株式数 : 200 株、所有割合 : 0.00%) (実質所有株式数の合計 17,384,460 株、所有割合 : 15.62%) (以下、Oasis Management Company Ltd.を「OMC」といい、Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.及び Oasis Investments II Master Fund Ltd.を総称して「本応募株主 (Oasis)」といい、OMC、本応募株主 (Oasis) 及び Oasis Japan Stewardship Fund Ltdを併せて「Oasis」と総称します。)との間で、本応募株主 (Oasis) が所有する対象者株式の全て (実質所有株式数 : 17,384,260 株、所有割合 : 15.62%) を本公開買付けに応募する旨の応募契約 (以下「本Oasis 応募契約」といいます。)を締結しております。

さらに、公開買付者は、本日付で、対象者の筆頭株主であり、その他の関係会社であるD I C株式会社 (以下「D I C」といい、D I C及び光和を個別に又は総称して「本不応募合意株主」といいます。)との間で、D I Cが所有する対象者株式の全て (所有株式数 : 22,469,200 株、所有割合 : 20.19%。以下「本D I C所有対象者株式」といいます。)を本公開買付けに応募しないこと、及び、本D I C所有対象者株式の全てについて、本株式併合の効力発生後に、対象者が本自己株式取得を実施すること等に関する契約 (以下「本D I C基本契約」といいます。)を締結し、また、光和との間で、光和が所有する対象者株式の全て (所有株式数 : 7,067,200 株、所有割合 : 6.35%。以下「本光和所有対象者株式」といいます。)を本公開買付けに応募しないこと、本株式併合の効力発生後に、本光和再出資のための手続を行うこと、及び、本光和所有対象者株式の全てについて、対象者が本自己株式取得を実施すること等に関する契約 (以下「本光和基本契約」といい、本D I C基本契約及び本光和基本契約を総称して「本不応募契約」といい、本不応募契約に基づき不応募予定の対象者株式 (合計 : 29,536,400 株、所有割合 : 26.54%) を「本不応募予定株式」といいます。)を締結しております。

加えて、本不応募契約では、本不応募合意株主が、(i)本株式併合及び(ii)本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会において、その時点で所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合に関する議案に賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する予定の本自己株式取得に応じて本不応募予定株式の全てを売却する旨等が合意されております (注 23)。

(注 22) 「実質所有株式数」とは、所有名義の有無にかかわらず、その者が直接又は間接に所有する対象者株式の合計を指します。

(注 23) 本自己株式取得は、本自己株式取得に係る自己株式取得価格 (以下「本自己株式取得価格」といい

ます。)を、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本不応募合意株主が本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が、仮に本不応募合意株主が本不応募予定株式を本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することにより、本自己株式取得価格を抑え、対象者の一般株主の皆様への配分をより多くすることで、公開買付けの最大化を企図して行われるものです。公開買付者は、本自己株式取得価格に関し、本公開買付けを含む本取引の実行を通じた本不応募予定株式の売却可能性を最大化しつつも、他方で、本自己株式取得価格の最大化も追求する必要があるとの意向を有していた本不応募合意株主との間で、それぞれ個別に協議・交渉を重ね、その結果として、(i) 本不応募合意株主ごとに見込まれる税効果の金額が異なること、並びに、(ii) 本自己株式取得価格の最大化に係る意向を最大限汲み取りつつ、本不応募合意株主としても企図する本公開買付けの成立可能性を高めるため、本自己株式取得価格の設定に際しては本不応募合意株主が享受する上記税効果分を超えて対象者の一般株主の皆様への配分を優先すること及びその内容について本不応募合意株主ごとに個別に合意したことを踏まえ、本不応募合意株主との間で、それぞれ、本自己株式取得における取得価額の総額を、D I Cについては 82,643,682,400 円(ただし、本スクイーズ・アウト手続により本D I C所有対象者株式に端数が生じた場合には、当該端数の処理の結果により調整されます。以下「本自己株式取得価額総額(D I C)」といいます。なお、本自己株式取得価額総額(D I C)を本D I C所有対象者株式の数で除した対象者株式1株当たりの金額は、3,678 円(小数点以下を四捨五入しております。)となります。)、光和については 24,678,662,400 円(ただし、本スクイーズ・アウト手続により本光和所有対象者株式に端数が生じた場合には、当該端数の処理の結果により調整されず。以下「本自己株式取得価額総額(光和)」といいます。なお、本自己株式取得価額総額(光和)を本光和所有対象者株式の数で除した対象者株式1株当たりの金額は、3,492 円となります。)とすることを合意しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて 44,648,100 株(所有割合:40.12%)を買付予定数の下限(注 24)として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(44,648,100 株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である 44,648,100 株以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限である 44,648,100 株は、調整後対象者発行済株式総数に係る議決権の数(1,112,767 個)に3分の2を乗じた数(741,845 個)(小数点以下を切り上げております。)から、本不応募予定株式数(合計:29,536,400 株、所有割合:26.54%)に係る議決権の数(295,364 個)を控除し、対象者の単元株式数である 100 を乗じた株式数(44,648,100 株)としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者が、本公開買付けにおいて対象者株式の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、対象者株式の全てを取得できずに、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされるため、当該手続を着実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び本不応募合意株主が対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

(注 24) 買付予定数の下限は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数値であり、同時点以後の対象者が所有する自己株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の下限が上記の数値と異なる可能性があります。公開買付者は、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な買付予定数の下限を決定する予定です。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、金融機関からの借入れ及び公開買付者親会社からの出資により賄うことを予定しております。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象者の概要

太陽ホールディングス株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

本公開買付けは、本前提条件が全て充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に速やかに開始することを予定しており、本日現在、公開買付者は、2026年10月上旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本クリアランスに係る手続を所管する国内外の当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）は原則21営業日（ただし、日本及び米国における休日の差異により、21営業日を超える日数とする可能性があります。）とする予定です。

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、4,750円

（注）本公開買付価格は、対象者が本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当又は取得日とする自己株式の取得を行わないことを前提としております。対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前営業日までに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合、又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合には、当該配当における1株当たりの配当額を上記金額から控除する可能性があります。また、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前営業日までに、本公開買付けに係る決済の開始日前を取得日とする自己株式の取得を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合には、当該自己株式の取得の対価の総額を対象者の発行済株式総数（対象者が所有する自己株式数を除きます。）で除した金額を上記金額から控除する可能性があります。なお、上記の事由に基づいて本公開買付価格の修正を行う必要がある場合、公開買付者は、本公開買付けの開始時点までに当該修正を行います。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
80,705,746株	44,648,100株	一株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数の下限（44,648,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（44,648,100株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数（80,705,746株）を記載しております。なお、当該最大数は、調整後対象者発行済株式総数（111,276,762株）から、本譲渡制限付株式（1,034,616株）及び本不応募予定株式（合計：29,536,400株）を控除した株式数（80,705,746株）となります。

（注3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付期間中

に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 上記「買付予定数」及び「買付予定数の下限」の各数値は、2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(116,839,616株)及び2025年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(5,562,854株)に依拠する暫定的な数値であり、同時点以後の自己株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の数値が上記の数値と異なる可能性があります。公開買付者は、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数」及び「買付予定数の下限」を決定する予定です。

(6) 決済の開始日

決済の開始日については、本公開買付けの日程等の詳細が決定次第速やかにお知らせいたします。なお、公開買付代理人は野村証券株式会社を起用する予定です。

その他、本公開買付けの詳細は、対象者が2026年3月31日に公表した「KJ005株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同及び応募中立の意見表明のお知らせ」をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条（e）項又は第14条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5（b）の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの発表から、本公開買付け期間中にも、本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は適用ある法令の手続に従い本公開買付けの発表から、本公開買付け期間中にも、自己の株式を買い取ることがあります。

【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、適用ある法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。